


# 機械等設置届チェックリスト

八戸労働基準監督署 

当署に届出のあった、足場・架設通路・型わく支保工の設置届について、以下の項目の不備が目立ちますので本チェックリストを参考に事前にチェックし、不備があれば改善した上で届け出ていただくようお願いします。

なお、届出する際に本チェックリストを添付する必要はございません。各事業場にてご活用いただくようお願いいたします。

水平つなぎに

根がらみクランプは使用不可



## 【型わく支保工関係】

断面図は、X・Yの2方向について、作成しているか(特に壁付、梁の支保工)...

パイプサポート支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、

かつ、水平つなぎの変位防止(壁当て又は、筋かい等)をしているか...

根がらみクランプを根がらみ以外の箇所を使用していないか...

## 【足場関係】

足場の点検者は指名しているか。(令和5年10月1日施行)

足場の種類等に応じた最大積載荷重を示しているか...

足場コーナー部等の隙間は、床材を設置し、番線等で固定しているか...

壁つなぎ、控えの構造及び間隔は適切か...

はり枠両端支持部の足場を壁つなぎで補強しているか...

躯体と作業床の隙間が30cm以上あるなど、墜落のおそれがある場合は、墜落防止措置を行っているか。(断面図で示すこと)

層間ネットを各作業床の直下に設けているか。なお、各層でない場合は、当該ネット間における上下の同時作業禁止を明示しているか...

地盤勾配部に設置する足場の滑動・沈下防止対策を示しているか...

足場を設置する敷地にスペースがある場合は、作業床の幅が40cm以上の本足場を設けているか...

原則、足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1mのとき、本足場を使用しているか。(令和6年4月1日施行)

安全な足場とするため「より安全な措置」をお願いしています。

枠組足場... 上さんの設置

枠組足場以外... 高さ15cm以上の幅木の設置

床材は建地とすき間を作らないように設置

(裏へ続く)

**【架設通路（昇降設備）関係】**

昇降階段は、移動の効率と安全性を考慮して、複数設置しているか...

昇降階段に、手すり及び中棧を設けているか...

昇降階段は、足場全層（地下～塔屋）に移動できるよう設置されているか...

足場上部から屋上への渡りを平面図及び断面図で示しているか...

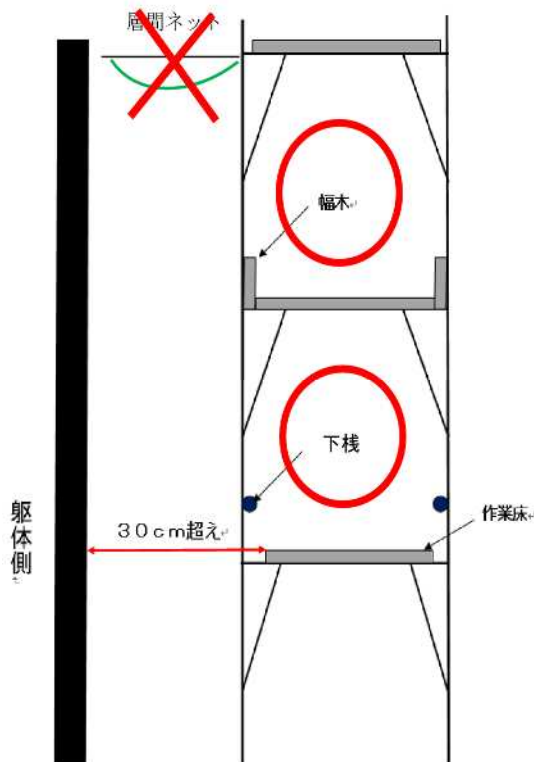
**【共通事項】**

参画者は資格要件を満たしているか。特に安全衛生の実務経験3年以上（36ヶ月以上）は従事した作業の月数がわかるように示されているか...

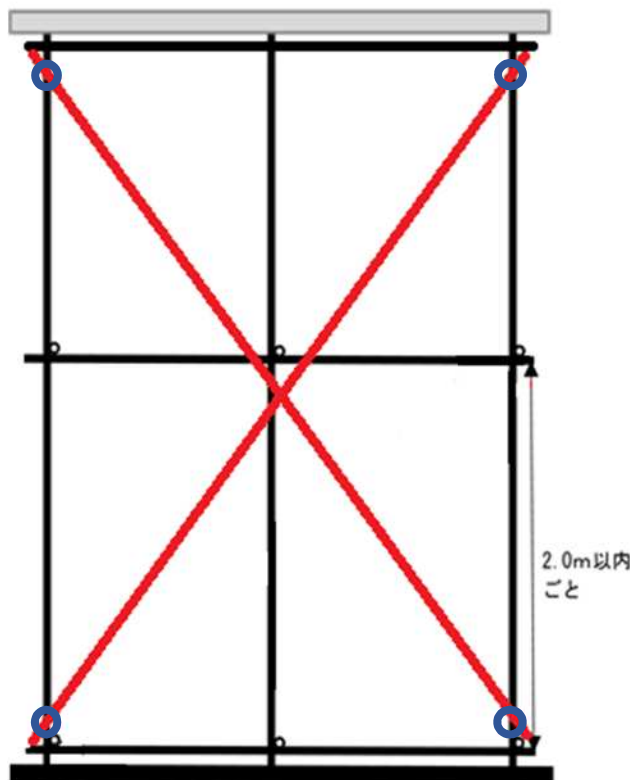
工程表に足場等の設置期間が示されているか...

部材明細書又は認定合格証等を添付しているか。また、「経年仮設機材の管理」に基づいて管理されたものを使用しているか...

躯体面と作業床とのすき間が30cmを超える場合



パイプサポート支柱の水平つなぎの変位防止措置



※ クサビ足場の場合は、手すりと中棧又は筋交いを設置する。  
 ※ 層間ネットは、人の墜落を防止するためのものではありません。

現場名	チェック者

ご不明な点は、八戸労働基準監督署安全衛生課へ（0178-46-3311）

（R05.10）